■当院産業医 外来担当医

■井上敬
・医療法人福命会理事長
・日本医師会認定産業医
・労働衛生コンサルタント

■プロフィル
1999年京都大学医学部卒業。
大阪赤十字病院救急部に勤務。治療医学の限界に気付き、予防医学に専門を転換し、NTT西日本京都病院健康管理センター、社会医療法人愛仁会総合健康センターを経て、2008年より医療法人福命会理事長、現職。

■資格
日本医師会認定産業医（2005年）　労働衛生コンサルタント（2013年）

■著作・著書
・DVD「企業の労働衛生セミナー」シリーズ

「健康方程式365」
ソトコト新書
（2006年）

「The Health Equation」
ON BOOK・英訳
（2007年）

「マンガでわかる健康方程式!」
MAS プレーン
（2015年）

井上産業医からのメッセージ

私はかつて、総合病院の救急外来で働いていました。超過勤務と心身のストレス、その発散に連日の暴飲暴食と喫煙で、肥満かつ体調不良に悩んでいました。まさに「医者の不養生」です。ただ、この時の経験があったからこそ、従業員の健康管理に一層心を寄せるようになり、現職につながりました。
誰もが元気に仕事をするには、まず健康があってこそ。多くの従業員様、そして健康管理の責を負う御社のために、ぜひとも貢献できればと考えております。

従業員向けの講演会も実施しています。

＜講演例＞
・メタボ脱出の生活のコツ
・本当は怖いアブラの話
・半年で5kgダイエット!

社内健康セミナー、御社主催の健康講座などご要望に応じて承ります。井上産業医の歯に衣着せぬ軽快なトークでためになる話と好評です。お気軽にお問合せください。

お申込み・お問合せは

医療法人 福命会
くずは 画像診断クリニック

産業医ご相談窓口まで
☎072-868-8882

月・火・木・金	9:00～19:00
水　・　土	9:00～17:00

メールでのお問合せは
info@kuzuha-rad.jp

無料相談もお気軽に

当院産業医担当職員が御社に伺い、詳しい説明をいたします。相談、お見積りも無料です。お気軽にお問合せください。

診療科目（完全予約制）

・各種健康診断
・人間ドック
・がん検診

専門外来

・脳神経外来

・呼吸器外来

・乳腺外来

電車をご利用の方
京阪電車樟葉駅から、徒歩約3分です
お車をご利用の方
京阪くずはモール構のくずはタワーシティマンション（42階）を目印に、京阪電車樟葉駅を目指してお越しください。
樟葉駅前の交番を南側（駅に向かって左方向）に曲がり、右前方に建っている21階建てのマンションの1階です。

P 京阪くずはメディケアモール専用駐車場
京阪くずはメディケアモールご利用の患者さま、ご家族の方は当クリニックの受付にてサービス券をお受け取りください

〒573-1121 大阪府枚方市楠葉花園町11番3
ファインシティくずは1階
http://kuzuha-rad.jp
くずは画像診断クリニック　検索

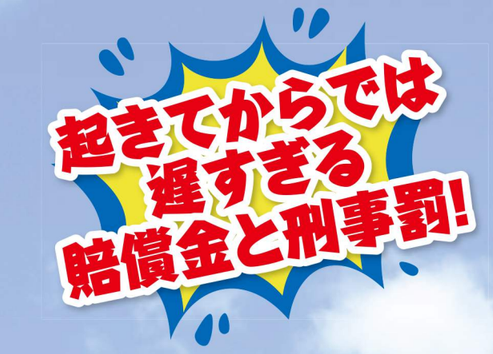

御社の健康管理をサポートします

産業医サービスのご案内

こんな問題はありませんか?

・労災事故等に伴う賠償問題を避けたい
・契約中の産業医が定期訪問をしてくれない
・労働安全衛生法について詳しく知りたいが聞ける相手がいない
・そもそも「産業医」は何をしてくれるの?
・産業医の選任義務が発生しそうだが、どこにお願いしたらいいの?

「ストレスチェック」の準備はおすすみですか?

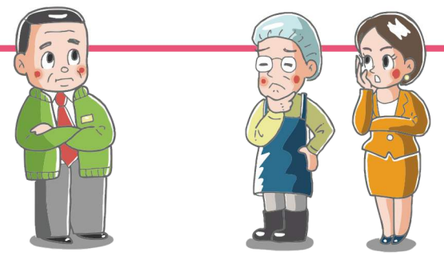

枚方の画像診断センター
医療法人 福命会
くずは 画像診断クリニック

総務・人事ご担当者様へ

今、企業は生産性やコスト削減を求める以外に「従業員の健康管理」が大きな責務となっています。近年は少子高齢化に伴い、各事業場でも従業員の高齢化が進み、働き盛りの社員の生活習慣病や超過勤務による過労、うつ病などメンタル面の課題と、関連する訴訟も増えています。これらの予防や従業員を守るため、事業場の健康管理の法的な義務は年々強化されています。
事業場にとって従業員は大切な財産であり、安全と健康を守る責任があります。労災リスク回避、そして御社のさらなる経営発展のためにも、当院の産業医サービスをぜひお役立てください。

「産業医」とは?

「産業医」とは、産業医免許や労働衛生コンサルタント免許を取得し、厚生労働省からその活動を認可された医師です。労働者の健康管理を行うために必要な高度の医学知識が求められます。産業医は月に1回以上は事業場を訪問し、職場を巡視して従業員が快適で健康的な作業環境で業務が行えるように指導・助言をします。

労働安全衛生法について

「常時50人以上の従業員を使用する事業場において、事業者は産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならない」（労働安全衛生法13条）とあるように、**産業医の選任は義務**となっています。
また、2015年12月からは同法の改正で「ストレスチェック」も義務化されました。
近年うつ病、ストレスなど職場環境によるメンタルヘルスが重視され、当院では法改正以前よりこの取り組みをしております。
従業員50人未満の事業場で産業医契約を希望されない場合は、必要な時だけ産業医の意見を聞ける「産業医外来」をご利用ください。

従業員の健康管理は事業場の責任です。

起 きてからでは遅すぎる 高額な賠償金と刑事罰

近年、従業員の持病による事故や職場環境による労災事故、疾病の事例が多く見受けられます。ひいては事業場が賠償金や刑事罰などの責任を負うケースも少なくありません。産業医が入ることで、未然にこれらを防ぐこともできるのです。

実際に起きた事例

1 印刷工場勤務の従業員14名が業務中に使用した化学物質で胆管癌を発症、9名が死亡。企業は労働安全衛生法違反（産業医の未選任）で刑事罰を受けた。（2012年大阪市）

2 てんかんの持病を持つ従業員が運転する車が歩行者をはね、8名死亡。勤務先は賠償責任として5200万円の支払いを地裁から命令。従業員50人未満の事業場だったが、産業医がいれば事故を防げた可能性もあった。（2012年京都市）

3 月100時間以上の残業が続いていた社員が勤務中に脳幹出血を起こして死亡。遺族が実質的にシフトの権限を持っていた管理者を訴訟した。

※民事訴訟は社長だけでなく、管理者の方々も訴えられるリスクがあります。

産 業医の質が 問われる時代です

従業員数が50人以上で、「産業医」に関心を持ち、すでに契約している事業場もあることでしょう。一方、「どこで選べばいいのか」「契約していても『名ばかり』の気がする」というお考えの人事担当者様も少なくありません。

「会社と同じ地域にあるから」「なんとなく選んだ」と、安易に産業医を決めるのはトラブルのもとです。質の高い産業医を選ぶことは従業員、御社のために必須です。

現行の産業医の問題点

・ちゃんと事業場訪問をしてくれない
・従業員と面談をしてくれない
・判子を押すだけ（「産業医」ではなく「判業医」です）

信 頼できる産業医を 選ぶには

・日本医師会認定産業医制度に基づく資格を有していること（地域のかかりつけ医は「産業医」にはなりません）
・業種、従業員数など数多くの実績を持っていること
・産業医面談を通して従業員が抱えているリスクを発見し、事故を未然に防ぐこと

当院の産業医サービスは ここが違います。

長年の豊富な経験と顧問事業場数

私たちのモットーは「判業医（判子を押すだけの産業医）にならないこと」です。定期訪問、セミナーを通して社員教育にも積極的に貢献します。数十社の産業医契約で培った多くの経験を活かして、訴訟リスクを限界までゼロに近づけていきます。

事業場（経営者）側、従業員側双方に寄り添う迅速で手厚い対応

企業の悩み≠従業員の悩みでもあります。双方に納得いただく環境づくりと対応のため、手厚いフォローを行います。労災リスクの減少と、従業員の健康状況改善の両立を目指します。

労働衛生のサービスをワンストップでご提供

産業医の基本業務の「職場巡視」「従業員との面談」以外に、関心の高い「ストレスチェックサービス」「労働衛生に関わるセミナーの開催」「安全衛生委員会の立ち上げ支援」等、業務の幅は多岐にわたります。私たちは単なる「嘱託産業医派遣サービス」ではありません。従業員の健康管理、労働衛生問題のサービスを一手に担う、御社の「労働衛生コンサルティング集団」になれれば幸いです。

関西初の「産業医外来」を開設

産業医外来とは、言わば「困った時だけ利用できる産業医サービス」です。産業医の選任義務のない企業様が、例えば従業員の復職など、困った時にだけ専門家に意見を聞けるサービスです。

※産業医がいない従業員50人未満の企業様にも高度な労働支援サービスを提供しています。

産業医に関するQ&A

よくある産業医への ご質問にお答えします。

井上産業医

産業医は従業員の診察をしてくれるのですか?

いいえ。産業医が行うのは「診察」ではなく「面談」です。産業医は「医師」ですが、法律上診断や治療は行えません。従業員への面談から疾病性の評価や判断を行います。事業者に「産業医意見書」を発行しますが、これは診断書ではありません。産業医は、この意見書を通じて就業区分を決定することが主な仕事です。

当社は従業員十数人の小さい会社ですから、産業医は不要ですよね?

50人未満の事業場では、産業医の選任義務はありませんが、健康診断の事後措置は義務付けられています。産業医外来をご利用ください。

従業員のプライバシーは守られますか?

はい。意見書は会社に提出されますが、面談は原則産業医との1対1です。また、そもそも会社に言いづらい理由で悩まれている方が大勢いらっしゃるため、意見書に関してもお話の内容から伝えなければいけないものだけを抜粋し作成します。

産業医を選ぶコツは?

「専門は何ですか?」とお聞きください。回答として「専門は産業医です」と返ってくれば良いと思います。多くの場合、内科、心療内科という回答が返ってきますが、産業医というもの自体が一つの領域です。産業医を専門としている先生に来てもらいましょう。

※このほか「よくある質問」については、当院ホームページもご覧ください。 http://kuzuha-rad.jp/

産業医契約をしている 事業場様の声

安全衛生委員会のやり方が法律上の要件を全く満たしていないことがわかり、適切な会を運営できるようになりました。法令は原文では非常にわかりづらく、出席者の選び方からほとんどが間違っている状態でした…。法律の解釈をお聞きし、誰を出席させるべきか理解したので、今では要件を満たした会を実施できています。

（大阪市・調剤薬局　本社　従業員50人）

産業医の選任義務のない企業ですが、社員の休職・復職を考える時は産業医外来を活用しています。会社としては復職しても大丈夫だろうという社員でも、実際に面談を行うと「復職不可」の判定がつく場合があります。自分たちの判断だけで復職させていたら、万が一のことがあったかもしれません…。やはり「プロ」に頼むのが会社も社員も安心だと実感しています。

（東大阪市・建設業　従業員43人）

正直なところ、健康診断の事後措置を行ったことがなかったのですが、産業医を入れ替えて初めて実施しました。すると、高血圧などでかなり危険な状態の社員がいたことが判明し、そんな状態を放置していたことがわかりました。もし、勤務中に心筋梗塞などを起こしていたら…と思うとゾッとします。

（枚方市・建築資材メーカー　従業員340人）

◆当院の産業医派遣における契約内容

・職場巡視　・健診診断事後措置　・従業員の健康相談　・（安全）衛生委員会の出席・作業環境の改善へのアドバイス
・従業員の健康増進への提言　・セミナーの実施　・健診機関の紹介など

◆関西圏で多くの企業様に依頼されています

・製鉄業　本社（大阪市　従業員55名）　・障害者支援　社会福祉法人（大阪市　従業員120名）
・運動施設運営会社（守口市従業員500名）　・自動車部品製造工場（門真市　従業員70名）
・乳製品加工工場（神戸市　従業員400名）・化学薬品加工工場（三田市　従業員60名）　・生命保険会社（京都市　従業員50名）
・建設会社（長岡京市　従業員　40名）など多数